

【令和３年第３回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和３年１０月８日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第１１７号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 被保護者健康管理支援事業において新たにマイナンバー連携を行う健康診査データの連携項目について

新たにマイナンバー連携を行う健康診査データの連携項目については把握していない。

《意見》

- * 個人情報保護の観点からマイナンバーの適用範囲の拡大については反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１２７号 令和３年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 社会福祉施設等災害対策事業費の事業内容及び物資を配備する施設の基準等について

本事業は二次避難所２０２施設のうち、約４０施設における１，０００人分の簡易テント、簡易トイレ、エアマット等の物資を配備するものである。状況が整った二次避難所から物資の配備を予定しているが、二次避難所として指定されている以上、全ての施設に配備していく必要があるものと認識している。

- * 生ごみ等減量リサイクル推進事業費における補助金拡充の経過及び積算内訳について

生ごみ処理機の補助金については、今般のコロナ禍による在宅時間の増加により補助金の申請が増加したため、５月末で打ち切りとなった。昨年度は５９０件程度の受付を行い、今年度は、昨年度から５００件程度増加した申請件数を見込んでおり、１件当たり１万円の補助として５００万円の補正予算を計上したものである。

- * 従来の２万円の補助から１万円の補助に変更した理由について

従来は補助率２分の１で上限を２万円としていたが、今般の補正予算を契機に補助率は同様のままで、上限を１万円に変更した。補助対象となるコンポストや密閉容器は、従来は年間２機分までが補助対象であったが、変更に伴い年間４機分までを補助対象とすることや、毎年申請を可能とするなど、堆肥化をより一層進める観点から、補助金額の変更を行った。

- * 校外行事運営事業費の積算内容について

本事業費は保護者負担の軽減を図るため、修学旅行の中止・延期により発生したキャンセル料を補填するものであり、小学校は１，６００万円余、中学校は８

70万円余、高等学校は480万円余、特別支援学校は56万円余を計上している。

*** 実際に保護者負担が発生した事例について**

9月29日時点で小学校1校、中学校19校、高等学校5校、特別支援学校2校が修学旅行を延期している。中学校の中には、延期した後、既に修学旅行を実施した学校もあるため、一定のキャンセル料は発生していると思われるが、金額については把握していない。

*** 児童生徒指導事業費の内訳について**

本事業費はスクールカウンセラーの配置に伴う事業費であり、人件費分としての約600万円に加え、各学校への週1回のスクールカウンセラー配置に伴う環境整備費を計上している。

*** 9月24日に開始されたスクールカウンセラーの採用に関する応募状況について**

スクールカウンセラーの応募状況については把握していない。

*** 今般の補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用額について**

約10億7,000万円の地方創生臨時交付金を活用している。

*** 地方創生臨時交付金の活用先及び活用先ごとの充当額について**

国の要綱に基づき、本市においては、感染症対策、市民・事業者支援、新しい生活様式に対応したデジタル化及び環境・脱炭素の4分野に活用している。

感染症対策としては乳幼児健康診査等事業費等に約1億1,000万円、市民・事業者支援としては市民相談事業費等に約2億1,000万円、デジタル化としてはGIGAスクール構想推進事業費等に約6億3,000万円、環境・脱炭素としては生ゴミ等減量リサイクル推進事業費等に約1億2,000万円を活用している。

*** 財政調整基金繰入金の充当先について**

財政調整基金約6億円の取崩しを行い、主に新型コロナウイルス感染症対策事業費に係るPCR検査及び入院医療費の公費負担分や、特定不妊治療費助成事業費の地方負担分に充当している。

*** 感染症対策ではなく環境対策に地方創生臨時交付金を活用することに対する見解について**

生命を守る取組に対して優先的に活用する必要があるものと認識している。国においても、地方創生臨時交付金の制度開始当初は感染症対策に重点を置いたものであったが、テレワークの普及等のその後の社会変容に伴い、デジタル化や環境対策等にも一定程度活用できるものとされた。

*** 住宅用環境エネルギー機器設備設置補助金への地方創生臨時交付金の充当額及び当初予算との関係性について**

補正予算で計上している2,000万円の全額に地方創生臨時交付金を充当している。本事業は、当初予算においては一般財源を充当しているものの、事業の目的・内容が地方創生臨時交付金に沿うものであるため、今般の補正予算においては交付金を活用したものである。

*** 生活困窮者自立支援金の支給実績等について**

本事業は、申請期間が11月まで延長となっており、9月17日時点においては、対象となる約5,700世帯に対して、申請は約800件、支給決定まで至ったものは約500件である。支給決定に至った金額の詳細は把握していないが、1件当たりの最高額は、1か月当たりの上限額である10万円に3か月分を乗じた金額である。

*** 生活困窮者自立支援金の積算内訳について**

支給の決定に当たっては、100万円以下の預貯金額であること等の要件があり、当初想定した約5,000世帯の対象世帯のうち、7割程度は支給の決定に至る見込みから、3,500世帯を基に積算した金額である。

*** 生涯現役対策事業費の事業内容について**

既存事業を活用したシニア向けスマホ教室の拡充に約100万円を計上し、そのほかに、いきいきセンターの一部へのWi-Fi設備の設置、高齢者外出支援乗車事業のICカード化に伴うICカード読取り機の設置等の費用を計上している。

*** 教育文化会館・市民館社会教育振興事業費の事業内容について**

スマホ教室の実施に要する費用のほか、市民グループやボランティア団体等に向けたデジタルツールの活用講座及び地域におけるICT活用の促進に向けた市民講師や市民ボランティアの育成に向けた費用を計上している。

*** 予算の執行方法及び内訳について**

生涯現役対策事業費については既存事業を活用した取組であるため、既に事業局においてNPO法人に委託して行っている事業を拡充するものである。教育文化会館・市民館社会教育振興事業費については、講師は職員での対応を予定していることから、補正予算に計上している事業費の多くは端末等の整備費である。

*** 勤労者福祉対策事業費の具体的な事業内容等について**

本事業は、一企業では解決が困難な課題に対応するため、企業間連携で事業化を図るモデル事業に対して、生産性向上を図る新技術への支援を行うものである。

現在、障害福祉サービス業と不動産業のデジタル化に向けた取組に係るマッチング支援及びIT企業と中小製造業のAIシステムによる自動工程設計に係るマッチング支援の2事業がモデル事業として採択されている。これらは2者のマッチングによるものであるが、今般の補正予算においては、3者以上がマッチングしたものを対象とし、規模を拡大したものである。

《意見》

*** 社会福祉施設等災害対策事業費について、各区の二次避難所に感染対策に必要な物資が適正に配備されるよう、財政局としても注視してほしい。**

*** 生ごみ等減量リサイクル推進事業費について、補助単価等が従来の補助スキームから変更となるため、適切な周知を行ってほしい。**

*** 校外行事運営事業費について、既に保護者負担が発生している事例もあると思われるため、保護者に対して丁寧な対応を行ってほしい。また、緊急事態宣言が解除されたため、今後については修学旅行が実施できるよう、取組を進めてほしい。**

- * 児童生徒指導事業費について、より良いスクールカウンセラーの選定が行われることが重要であると考え、多くの応募が行われるよう、取組を進めてほしい。
- * 生活困窮者自立支援事業費について、支給実績を鑑みると、今般の補正予算の計上額は多いと思われるため、今後については支給の推移等を注視し、適切な金額を計上してほしい。
- * 地方創生臨時交付金を活用した事業については、今後、当該交付金に係る会計検査が行われることが想定される。教育文化会館・市民館社会教育振興事業費等について、事業内容の重複が見られることや、機器を整備したものの活用がなされない状況等を回避するため、事業局の予算執行を注視し、適切な対応を行ってほしい。
- * 勤労者福祉対策事業費について、2,000万円の地方創生臨時交付金を活用した事業であるため、事業の効果を注視しながら、適切に取組を進めてほしい。
- * 地方創生臨時交付金が、直接的に感染症対策ではない環境事業等に活用されている状況である。コロナ禍で廃業等を余儀なくされる小規模事業者が存在する状況等を踏まえ、本来の趣旨である感染症対策や事業者の減収補填に地方創生臨時交付金を活用してほしい。
- * GIGAスクール構想推進事業費において非常勤講師用の端末費用を計上しているが、本事業にかかわらず、事業の推進に当たって必要となる物品の整備費等については補正予算で計上するのではなく、当初から予算計上して対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第26号 川崎市の行政評価にアウトカムの指標を設け、市民により分かり易く開かれた行政評価により市民生活の利便性を高めることに関する請願」

《請願の要旨》

全ての事務事業の結果（アウトプット）、成果（アウトカム）を客観的かつ定量的に評価して事業改善に反映させること、全ての事務事業の行政評価を実施して当該事務事業に係る予算及び人件費の算出を行い、評価結果を地方議会に報告し、その報告内容の全てを住民に分かりやすくホームページや税務広報ポスターなどで周知すること及び、税金の使途に関する費用対効果を常に意識した行政運営を行うことを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

総合計画上の事務事業や行財政改革の取組に当たっては、数値目標を中心に事業や取組の実施結果の達成度を把握し、必要性や貢献度などを客観的に評価した上で、課題や改善点を次年度以降の取組の改善につなげることで、着実な進行管理を行っている。

また、出資法人の取組についても、結果や成果を表すものとして指標を設定し、達成度を定量的に把握した上で、各取組の達成状況や費用対効果を客観的に評価し、

課題や改善点を次年度以降の取組の改善につなげることで、着実な進行管理を行っている。

行政評価の実施頻度については、毎年度、全ての事務事業、行財政改革の取組及び出資法人の取組において、進行管理・評価を実施している。

評価結果の適切な公表については、各事務事業に係る予算額、人件費及び決算額は、評価結果と合わせて事務事業評価シートに掲載しており、また、全ての事務事業評価結果及び行財政改革の取組の結果については、市議会への報告とともに、市ホームページを通じて、市民等への周知に取り組んでいる。さらに、出資法人の取組についても、事業別の行政サービスコストを評価結果と合わせて取組評価シートに掲載し、全ての取組について市議会に報告するとともに、市ホームページを通じて、市民等への周知に取り組んでいる。

費用対効果を意識した行政運営については、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、必要な経営資源の確保等により、持続可能な行財政基盤を構築し、市民満足度の向上を図りながら、効率的、効果的かつ安定的な行財政運営に努めているところであり、今後も継続して取り組んでいく。

《主な質疑・答弁等》

* 請願要旨に関する市の取組状況について

基本的には請願要旨に沿った対応を行っているものと認識している。

* 川崎市総合計画第3期実施計画等において示される取組の方向性について

本日の説明に沿った取組を基本とした上で、細かい部分については更に検討を行い、策定に向けた作業に取り組んでいく。

* 事務事業の成果等の定量的な把握に係る取組状況について

現在の総合計画は階層ごとに体系が分かれており、第2階層の政策レベルの指標については、市民の実感指標としてアウトカム指標を位置付け、その下の施策レベルの第3階層では、中長期的なアウトカム指標を設定している。毎年評価を行っている第4階層の事務事業については、施策を達成するための手段と位置付けていることから、数値目標を中心に指標を設定しているが、施策と関係が近い事務事業についてはアウトカムの指標を設定するなど、個々の事務事業に応じた指標の設定を行っている。

* 全ての事務事業にアウトカム指標を設定することへの考えについて

事務事業の特性によっては、アウトカム指標を設定するよりも、アウトプット指標を設定したほうが達成度や効果を把握しやすいものもある。現在、第3期実施計画の策定に当たって、各局と連携しながら指標の設定に取り組んでいる。

* 突発的な対応が必要となった場合の指標の設定に対する考えについて

当初計画には位置付けがないものの、今般のコロナ禍の取組等、突発的な対応が必要となる事務事業も想定されるため、臨機応変な対応を可能とする観点を踏まえ、第3期実施計画の策定に向けた取組を進めていく。

* 行財政改革プログラムにおける市民負担を伴う指標の設定等に関する考えについて

現在はコロナ禍であるため、プログラムに位置付けられる各取組の先行きに不透明な部分があるものの、各指標の設定を適切に行うよう、各局と調整を行っている。

《意見》

- * コロナ禍の状況により大きな社会変容が起きていることは理解するものの、費用対効果を意識した取組は非常に重要であると考えている。後年度への負担の先送りは許されるものでないため、今後示される中長期計画等においては、財政運営上の課題を認識した上で、適切に策定作業を進めてほしい。

《取り扱い》

- ・ 今後示される川崎市総合計画第3期実施計画等の指標について注視していく必要があるものの、市として、請願の要旨については既に実施しているものであるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 請願要旨に理解する点はあるものの、事務事業の中には定量的に成果を把握することが困難な事業があり、コロナ対策等で突発的に対応しなければならない事業においては、毎年度の人件費の算出も困難であると考えます。税金の使途に関する費用対効果への意識については重要な観点であるが、市民に一定の負担を伴う指標が設定される可能性等もあり、願意の達成が困難である点もあることから、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 市民の暮らしや福祉に関する事務事業については、費用対効果の指標や効率化の観点はなじまず、評価結果によっては事業の縮小等をもたらす懸念が生じるため、本請願は不採択とすべきである。
- ・ 市としては、既に事務事業の特性に応じたアウトプット指標やアウトカム指標を設定しており、請願の要旨の全てに賛同できるものではないため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択